



徳生企第 3649 号
令和元年 8 月 9 日

徳島県火薬類保安協会
会長 佐賀 守 殿

徳島県警察本部生活安全部長



火薬類の適正な管理について（依頼）

盛夏の候、貴協会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は、警察行政各般にわたりまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、本年10月22日（火）に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日（水）に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日（木）から15日（金）に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定であります。

徳島県警察では、これら儀式等の開催に関して不測の事態を未然に防ぐため各種施策を講じており、とりわけ銃砲及び火薬類の適正な保管管理の徹底を図り、犯罪等を未然に防止するため関係機関団体にご協力を要請しているところであります。

貴協会におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理及び携帯運搬の自粛などについて更なるご指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 火薬庫・火薬類貯蔵施設における薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ること。
- 2 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
- 3 火薬類を譲渡する場合の手続きを遵守すること。
- 4 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の的確な記載を徹底し、盗難・不正流出の防止に努めること。
- 5 天皇陛下の御即位に伴う儀式等の開催期間及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること（具体的な自粛期間においては、関係警察に確認すること。）。

なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡をとり、輸送ルート、時間の調整等の措置を執ること。

- 6 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官に届け出ること。